

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正のポイント

【現状・課題】

我が国のエイズ発生動向について、新規H I V感染者・エイズ患者の報告数は平成25年をピークに近年は年間約1,000件前後で推移している。**抗H I V療法の進歩により感染者等の生命予後は改善**された一方、エイズを発症した状態でHIV感染が判明した者の割合は約3割を占めることが課題の一つであり、HIV感染の**早期診断に向けた更なる施策等が必要**である。

【対応（指針改正）方針】

HIV流行終息に向けて国連合同エイズ計画（UNAIDS）にて掲げている「**偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす**」ことを念頭に、将来的なケアカスケードにおける95-95-95 目標※¹の達成を目指す。特に我が国においては、上記課題の改善に向けて各種施策に取り組む。

改正のポイントと内容

○ HIV・エイズ対策における基本的人権の更なる尊重

（ポイント）

- 感染者等の基本的人権として、**偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保**する。

（指針の改正内容）

- 予防指針全体の構成を見直し、これまで第六に位置付けられていた「**人権の尊重**」を第一に位置付ける。
- 性に対する考え方等の多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセス改善に寄与するとの認識が重要である旨を記載。
- HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得（U=U※²を含む）が十分でないこと等により、医療従事者や介護従事者等の診療やサービス提供等の拒否等も偏見・差別に当たると認識する必要がある旨記載。

○ 個別施策層のHIV感染症に係る実態把握等の継続・強化

（ポイント）

- 個別施策層（対策の実施において**特別な配慮を必要とする人々**）におけるH I V感染症に係る**実態把握**等を目的とした研究を継続するとともに、**エイズ施策のモニタリング体制を強化**する。

（指針の改正内容）

- UNAIDSが提唱しているエイズ施策の鍵となる人々（キーポピュレーション）をもとに、我が国における個別施策層について記載。
- 医療機関、研究班、NGO等と連携したエイズ施策のモニタリングの重要性を記載。

○ 複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

（ポイント）

- コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U = Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策**により、感染予防及び感染拡大の抑制を図る。加えて、H I V感染症に対する**曝露前予防（PrEP）**※³等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることも重要である。

（指針の改正内容）

- U=Uへの理解を深め、一人一人が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続すれば、新規感染を抑えられる旨を記載。
- PrEPは、適切な使用により性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果があるため、HIVの感染予防に有用な手段の一つとして記載。
- 早期診断につながる検査機会の確保のため、保健所等は利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討するよう記載。
- 継続的な検査後の相談及び陽性者支援のための相談の実施について記載。

○ 長期療養を見据えた医療体制の整備

（ポイント）

- 長期的な療養を要する患者の増加**を踏まえ、HIV感染症の**診療**について、より**地域に根ざした環境で提供**できる体制を構築する。

（指針の改正内容）

- 地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整えることについて記載。

※1 第一に感染者等が検査により感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスでいずれも95%以上を達成するという目標。

※2 Undetectable = Untransmittable。治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはない。

※3 H I V感染症に対する曝露前予防。pre-exposure prophylaxis。適切な服用により、性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果が海外では報告されている。